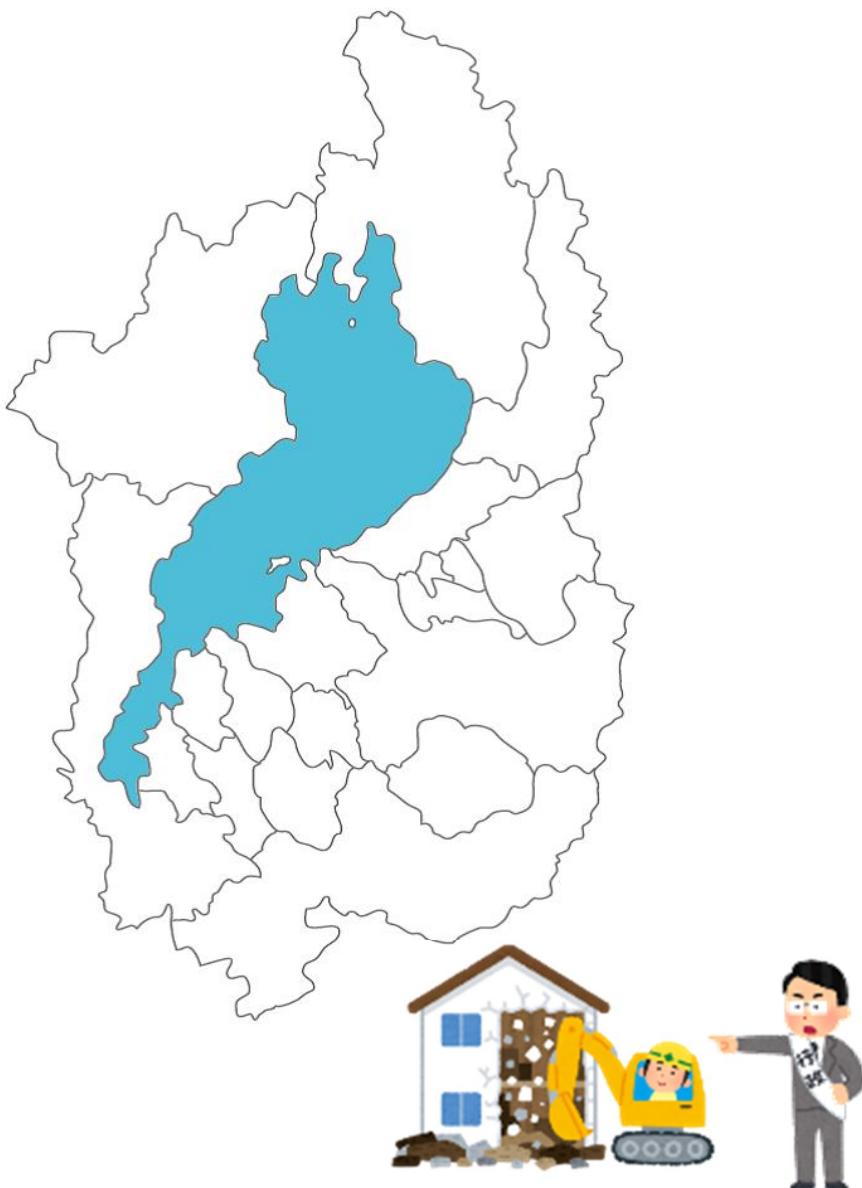


(大気汚染防止法関係) 届出等の手引き  
解体等工事実施時における  
石綿（アスベスト）の飛散防止対策  
～事前調査結果の報告について～  
～特定粉じん排出等作業の規制について～



滋賀県琵琶湖環境部環境政策課（令和8年1月施行版）

## 目 次

はじめに	1
1 事前調査について	1
2 解体等工事にかかる規制	7
3 特定粉じん排出等作業の作業基準	7
4 特定建築材料の除去の方法	8
5 特定粉じん排出等作業実施の届出について	8
6 作業完了に係る結果の報告等について	9
7 その他	9
届出書記入例	13
参考	
I 事前調査について	15
II 作業基準について	18
III 作業結果の報告等	21

## はじめに

石綿を含む建築材料が使用された建築物、特定工作物およびその他工作物（以下「建築物等」という。）を解体・改造または補修する場合、大気汚染防止法（以下「法」という。）に基づく作業の届出や作業基準の遵守義務があります。（石綿障害予防規則においても同等の規制がありますのでご注意ください。）

本書は、規制および届出の概要について説明したものです。詳細については『建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル』等を参照してください。

## 1 事前調査について

建築物等を解体、改造、または補修する作業を伴う建築工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者または自主施工者は、その解体等工事が「特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）に該当するかどうか、すなわち工事を行う建築物等に「石綿その他の石綿を含有する建築材料」が使用されているかどうかを調査しなければなりません（法第18条の15第1項）。調査は設計図書その他の書面、目視、その他環境省令（法施行規則（以下「規則」という。）第16条の5）で定める方法（P15 I(1)②参照）により行う必要があります。そのうち、一定規模以上の解体等工事については、調査結果を都道府県知事等に対して事前に報告する事が義務付けられており、原則、電子システム（石綿事前調査結果報告システム）を利用した報告となります。なお、やむを得ず紙面による報告を行う場合は、法定様式第3の4を使用してください。

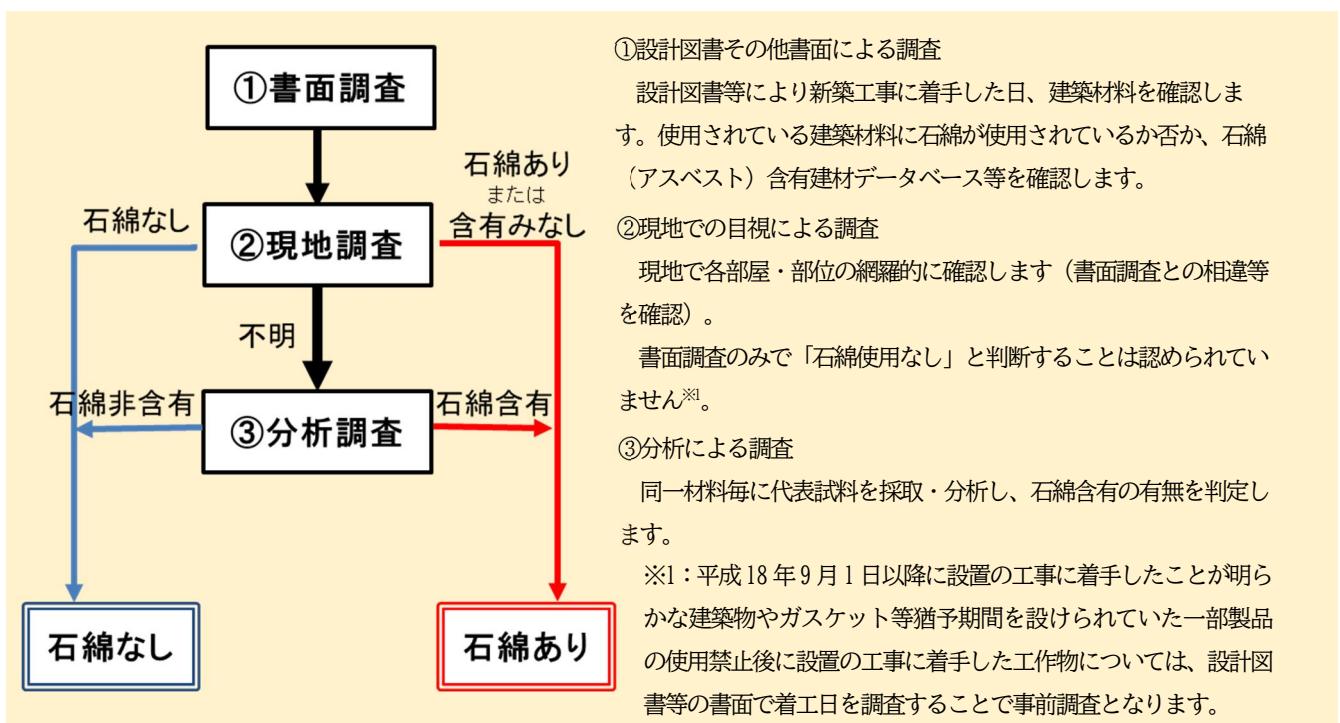
調査終了後は、調査に関する記録を作成して当該工事の終了後3年間保存しなければなりません。

また、元請業者は工事の発注者に調査結果を書面等（電磁的記録含む）で説明し、この書面等の写しも同様に3年間保存することが必要です。

調査の結果については石綿の有無に関わらず、法第18条の15第5項（規則第16条の10）に定められた項目（P17参考I(6)参照）を工事現場に工事期間中掲示しなければなりません。

掲示は42.0cm×29.7cm（A3用紙）以上の大きさで、公衆に見やすい位置に掲示が必要です。

また、調査に関する記録の写しを工事の現場に据え置く必要があります。



○事前調査についての詳細はP15～P17を参照してください。

○事前調査は「必要な知識を有する者として環境大臣が定める者」（有資格者）に行わせる事が必要です。

## 【補足：石綿の有無に係る事前調査の実施および結果の県（または大津市）への報告】

### （1）有資格者等による事前調査の実施

元請業者または自主施工者は事前調査を「必要な知識を有する者として環境大臣が定める者」または「同等以上の能力を有すると認められる者」に行わせる義務があります。（建築物：令和5年10月1日施行、工作物：令和8年1月1日施行）

「必要な知識を有する者として環境大臣が定める者」は「建築物石綿含有建材調査者講習等を終了した者」であって、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者の4種類があります。

「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、施行日以前に一般財団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者で、調査を行う時点で引き続き登録されていることが必要です。

ただし、自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができます。

### 参考

各調査者の資格は、「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程」に基づく登録講習機関が行う講習を受講して、試験に合格すると取得できます（受講資格があるので注意が必要です）。

建築物および工作物の分類と、事前調査に必要な資格については以下の表1、表2をご参照ください。

#### ○講習会情報

石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

表1 建築物と事前調査の資格の関係

分類	対象建築物	事前調査の資格
建築物	建築物（一戸建て住宅および共同住宅の住戸の内部（＝「一戸建て住宅等」）を除く）	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般建築物石綿含有建材調査者</li><li>・特定建築物石綿含有建材調査者</li><li>・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li></ul>
	一戸建て住宅等	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般建築物石綿含有建材調査者</li><li>・特定建築物石綿含有建材調査者</li><li>・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li><li>・一戸建て等石綿含有建材調査者</li></ul>

表2 工作物と事前調査の資格の関係

分類	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物	1. 反応槽 2. 加熱炉 3. ポイラー及び圧力容器 4. 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） 5. 焼却設備 7. 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） 8. 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） 9. 変電設備 10. 配電設備 11. 送電設備（ケーブルを含む。）	工作物石綿事前調査者
	6. 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） 12. トンネルの天井板 13. プラットホームの上家 14. 遮音壁 15. 軽量盛土保護パネル 16. 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 17. 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（1～17）以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。）	
	その他	資格不要

## （2）事前調査結果の報告が必要な工事について

元請業者または自主施工者は一定規模以上の解体等工事を実施する場合には、石綿の有無に関わらず事前調査結果を県（大津市内は大津市）に工事開始まで\*に報告する義務があります。

なお、結果の報告は不要ですが、一定規模未満の解体等工事であっても事前調査は必要になります。

<報告の必要な解体等工事の規模（一定規模以上の解体等工事）>

- ①床面積 80 m<sup>2</sup>以上の解体工事
- ②請負金額の合計が 100 万円以上（税込）の改修工事
- ③請負金額の合計が 100 万円以上（税込）の特定工作物の解体工事および改修工事

解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まれませんが、消費税は含まれます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

\*：届出対象特定工事（レベル1，2）の場合は工事開始の14日前までに

### (3) 事前調査結果の報告手段について

事前調査結果の報告は原則として、国が所管する【石綿事前調査結果報告システム】で行ってください（石綿障害予防規則に基づく事前調査結果も同時に報告することができます）。

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、事前に国が所管する法人・個人事業主向け認証システム「gBizID」への登録が別途必要となります。

○gBizID

<https://gbiz-id.go.jp>



○石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※やむを得ず紙面による事前調査結果の報告を行う場合は、法定様式第3の4（P5～P6）を使用してください。

### (4) 罰則について

事前調査結果の報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合には、三十万円以下の罰金が科されます。（法第35条第4号）

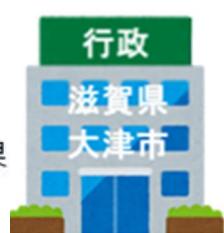
解体等工事の元請業者に事前調査結果の報告義務が課されます。

<事前調査結果の報告 法第18条の15第6項>

元請業者



事前調査結果  
の報告



## 様式第3の4

## 事前調査結果報告書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事 あて

報告者 氏名または名称および住所ならびに  
法人にあってはその代表者の氏名  
電話番号

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
解体等工事の場所				
解体等工事の名称				
解体等工事の概要				
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	※ 整理番号		
	至 年 月 日		※ 受理年月日	年 月 日
特定粉じん排出等作業の開始時期	※ 審査結果			
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年 月 日			
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 m <sup>2</sup> ( 階建)			
	その他工作物			
解体の作業の対象となる床面積の合計	m <sup>2</sup>	※ 備 考		
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計	円			
事前調査を終了した年月日	年 月 日			
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏名			
	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・工作物・その他)		
分析による調査を行った箇所				
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称				

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視 ②設計図書等(④を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日				
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
屋根用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				

備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。

2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等、同条第5項に規定する工作物石綿事前調査者に該当する場合は工作物に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。

3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。

4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。

5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。

6 ※印の欄には、記載しないこと。

7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 2 解体等工事にかかる規制について

事前調査の結果、解体等工事が【特定工事】に該当した場合は、作業基準等の法による規制がかかります。規制の内容は建築材料の種類により異なります。

特定建築材料等の区分	作業時の飛散のおそれ	石綿則および大防法に基づく規制		
		事前調査 ・行政への報告 ・事前調査結果の掲示	作業基準 の遵守	届出
吹付け石綿	特に高い (レベル1) 	義務あり	義務あり	義務あり
石綿含有断熱材	高い (レベル2) 	義務あり	義務あり	義務あり
石綿含有保温材				
石綿含有耐火被覆材				
石綿含有成形板等 (石綿含有仕上塗材含む)	比較的低い (レベル3) 	義務あり	義務あり	—
その他の建築材料 (石綿を含まない建材)	—	義務あり	—	—

※作業基準の遵守：特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守（法第18条の20）

※届出：特定粉じん排出等作業実施届出書の届出（法第18条の17）

注1) 吹付けパーライトおよび吹付けバーミキュライトについては、「吹付け石綿（レベル1）」に該当。

注2) 下地調整材はレベル3に該当。

注3) 工事対象の建築物等に石綿が使用されていても、当該作業場所から特定粉じんが排出されず、かつ飛散しない場合は、特定粉じん排出等作業には非該当。（例：配管の曲線部のみが石綿を使用する保温材で覆われている場合に、保温材で覆われていない直線部で切断して配管ごと取り外す作業など。）ただし、石綿が飛散するおそれがある場合は該当。

## 3 特定粉じん排出等作業の作業基準（【】括弧は義務を負う主体）

すべての特定工事は作業基準を遵守しなければなりません（法第18条の20）。

作業基準は規則第16条の4で次のように定められています。

- (1) 作業の開始前に作業計画を定め、これに基づき作業すること。【元請業者または自主施工者】
- (2) 公衆の見やすい箇所に42.0 cm×29.7 cm（A3用紙・縦横問わず）以上の大きさで、規則で定める事項を記載した掲示板を設けること。【元請業者または自主施工者】
- (3) 作業の実施状況を記録し、工事が終了するまでの間保存すること。【元請業者、自主施工者または下請負人】
- (4) 各下請負人が作業を行った場合は、(3)の記録により、作業が(1)の作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。【元請業者】
- (5) 作業の完了後（隔離を行った場合は隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。【元請業者または自主施工者】
- (6) 作業の種類ごと定められた石綿の飛散防止に係る基準を遵守すること。【元請業者、自主施工者または下請負人】

作業基準の遵守義務は元請業者、自主施工者だけでなく下請負人にもあり、元請業者は下請負人が適切に作業を行えるよう、契約時に工事費用に関する配慮をするとともに、作業方法について説明する義務があります。

#### 4 特定建築材料の除去の方法（届出対象特定工事に該当するもの）

届出対象特定工事（レベル1、2の除去等作業）については、特定建築材料の除去の方法（法第18条の19）が定められています。これらの方に違反した場合は罰則が適用されます（ただし、建築物等が倒壊するおそれがある場合や、以下の4.（1）、（2）の方法で行うことが技術上著しく困難な場合は例外規定があります。）。

##### （1）建築物等からの除去

- ①当該特定建築材料をかき落とし、切断し、または破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法
- ②除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所においてJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを取り付けた集じん・排気装置を使用する方法
- ③②に準ずる方法として環境省令で定める方法（グローブバッグ工法、等）

##### （2）囲い込みまたは封じ込め（改造または補修する場合に限る）

レベル1の囲い込み・封じ込め、およびレベル2の囲い込み・封じ込め（切断、破碎等を伴うものに限る）を行う場合に、隔離を行い、集じん・排気装置を使用する方法

#### 5 特定粉じん排出等作業実施の届出について（届出対象特定工事の届出について）

建築物および工作物の吹付け石綿（レベル1）ならびに石綿を含有する断熱材、保温材および耐火被覆材（レベル2）を除去、改造または補修する作業の施工にあたっては、法第18条の17に基づく届出が必要です。

届出は様式第3の5で行います。P13～P14の記入例を参考にしてください。

##### （1）届出者

届出する者は、特定工事の発注者または自主施工者です（元請業者ではないので注意）。

##### （2）提出期限

届出は、特定粉じん排出等作業の開始の14日前まで（届出日と作業開始日を中14日あける）に行う必要があります。作業開始とは、足場の設置などの準備作業も含めた作業の開始です。

ただし災害その他非常の事態の発生により緊急に作業を行う必要がある場合は、「速やかに」届け出ることになっています。

##### （3）届出部数

正本とその写しの計2部を提出。届出者において複写したものを作りとし差し支えありません。副本は、受付印を押して返却します。

##### （4）添付書類

届出書に、次に掲げる書類および図面を添付してください。添付書類は以下の順番に並べ、インデックス（見出し）を付けてください。

###### ①図面類

- ・特定粉じん排出等作業を行う場所の周辺地図（所在地がわかるもの）
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の全体配置図  
(周知掲示板、調査結果掲示板および廃棄物保管場所を示したもの)
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図  
(平面図、断面図にて主要寸法および特定建築材料の使用箇所を記入すること)
- ・隔離を行う場合の作業場の隔離状況および前室の設置状況を示す見取図  
(主要寸法、隔離された作業場の容量(m<sup>3</sup>)並びに集じん・排気装置の設置場所および排気口の位置を記入すること)

###### ②作業の概要

- ・特定工事の工程の概要を示した工事工程表（特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの）
- ・施工要領（施工方法、除去フロー、負圧集じん装置の台数・施工面積・使用薬剤の積算根拠等）

- ・管理体制組織図（発注者、元請業者、下請業者、石綿濃度測定業者、収集運搬業者、最終処分先と連絡先等が分かる組織図）

③石綿濃度の測定計画※（測定位置、回数等を記載）

#### ④参考資料

- ・事前調査結果の写し
- ・特定工事の周知看板、事前調査結果の掲示板の写し
- ・使用機器、使用材料の一覧表（負圧集じん装置、エアーシャワー等の機材、薬剤、養生シート、看板等）およびこれらのカタログ類（あれば）
- ・その他

※石綿濃度測定について

環境省通知（令和2年11月30日水大大発第2011301号）には、「作業場の隔離を解く前に「大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認」する一環として作業場所での総纖維数濃度の測定が記載されていますが、環境配慮の観点から、作業場所以外にも周辺での測定が重要と考えられます。

周辺石綿濃度の測定にあたっては、除去作業中に1回以上、集じん・排気装置出口、前室の入り口、作業場の外周または敷地境界で効果的に実施することとし、除去作業前・後においても極力敷地境界の濃度測定を実施してください。

## 6 作業完了に係る結果の報告等について

元請業者は作業が完了したときに、結果を書面等で発注者に報告するとともに作業に関する記録を作成し、報告の写しとともに保存する（自主施工者については作業に関する記録を作成し保存する）必要があります（法第18条の23第1項および第2項（規則第16条の16および第16条の17））。記載する事項等についてはP21を参照してください。

なお、届出対象特定工事については、県へも作業完了報告書を提出してください。様式は特に定めていませんが、作業前後および作業の様子がわかる写真、作業に関する記録の写し、石綿濃度測定結果（写しで可）、マニュフェストの写し等を添付してください。

## 7 その他

石綿については大気汚染防止法だけでなく、その他の法令による規制もあります。

特に、石綿障害予防規則では建築物等の解体等工事を行う際に大気汚染防止法と同様の規制がかかります。

石綿飛散防止対策等に係る詳しい情報については、以下のホームページ等をご覧ください。

### ■大気汚染防止法

(環境省ホームページ)

[https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)



(滋賀県ホームページ)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/315325.html>



### ■石綿障害予防規則

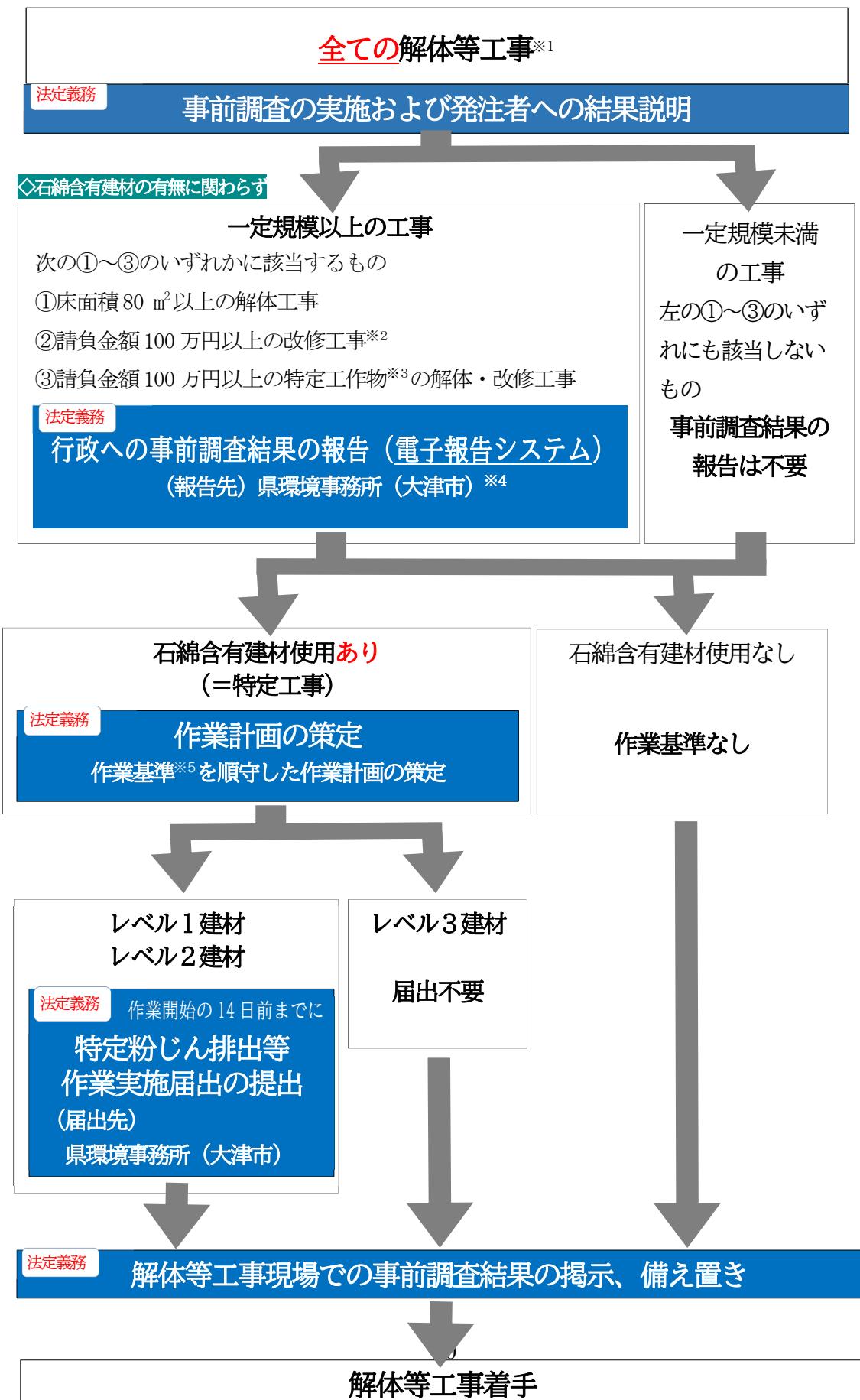
(厚生労働省ホームページ)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



# 建築物等の解体等工事実施時における 大気汚染防止法適用に係る確認フロー図

◎労働基準監督署への法令確認は別途行って下さい。



※1：建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事が該当します。

平成18年9月1日以降は、石綿（アスベスト）の新たな使用が禁止されていることから、解体等工事がイ～ホの建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴わないものである場合は、その後の書面による調査および目視による調査は要しません（事前調査の例外）。ただし、一部の工場設備に用いられるガスケット・パッキン等は平成24年3月まで石綿含有製品が使用されている可能性があるので注意が必要です。

- イ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等（口からホまでに掲げるものを除く。）
- ロ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- ハ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケットまたはグランドパッキンを設置したもの
- ニ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成23年3月1日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
- ホ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

※2：解体、改造、または補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まれないが、消費税は含まれます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3：対象となる特定工作物は、環境大臣が定めるものとされており、反応槽、加熱炉、ボイラーより压力容器、焼却設備、煙突など環境省告示により規定されています。

※4：建築物等の解体等を行う前に事前調査結果を県（大津市内は大津市）に報告する必要があります。事前調査結果の報告は、石綿事前調査結果報告システムをご使用ください（紙面による報告も可）。

※5：作業基準は、P18～P20を参照ください。



## 建築物等の解体等工事実施時における大気汚染防止法の適用に係る確認表

### 【解体等工事の場合分け】

- ① 石綿なし、かつ、一定規模未満
  - ② 石綿なし、かつ、一定規模以上
  - ③ 石綿（レベル3建材）あり、かつ、一定規模未満
  - ④ 石綿（レベル3建材）あり、かつ、一定規模以上
  - ⑤ 石綿（レベル1, 2建材）あり、かつ、一定規模未満
  - ⑥ 石綿（レベル1, 2建材）あり、かつ、一定規模以上
- 届出対象
特定工事
解体等工事

	事前調査の実施等義務	事前調査の報告義務	事前調査結果の掲示義務	作業基準の遵守義務	作業計画の策定義務	(発注者)届出義務
①	有り	無し	有り	無し	無し	無し
②	有り	有り	有り	無し	無し	無し
③	有り	無し	有り	有り	有り	無し
④	有り	有り	有り	有り	有り	無し
⑤	有り	無し	有り	有り	有り	有り
⑥	有り	有り	有り	有り	有り	有り

### <お問い合わせ先>

作業を実施する地域	大気汚染防止法	石綿障害予防規則 労働安全衛生法
大津市	大津市役所 環境政策課 077-528-2735	大津労働基準監督署 077-522-6641
草津市、守山市、栗東市、野洲市	滋賀県南部環境事務所 077-567-5444	
高島市	滋賀県高島環境事務所 0740-22-6066	
湖南市、甲賀市	滋賀県甲賀環境事務所 0748-63-6134	東近江労働基準監督署 0748-22-0394
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	滋賀県東近江環境事務所 0748-22-7758	
彦根市、甲良町、豊郷町、多賀町、愛荘町	滋賀県湖東環境事務所 0749-27-2255	彦根労働基準監督署 0749-22-0654
長浜市、米原市	滋賀県湖北環境事務所 0749-65-6650	
全般事項について	滋賀県庁環境政策課 077-528-3357	滋賀労働局健康安全課 077-522-6650

記入例  
様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

届出日と作業開始日  
は中 14 日あける

2022年 6月 2日

(あて先)

滋賀県知事 あて

届出者 住 所 滋賀県〇〇市□□町△△番地  
氏 名 株式会社 □□  
代表取締役 ○△ □○  
(電話 ○□-○△□-○△□○)

工事の発注者又  
は自主施工者

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	滋賀県△△市××町〇〇番 (届出対象特定工事の名称) ○○ビル解体工事			災害等非常事態の時 以外は、二重線で消す。
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	滋賀県〇〇市□□町△△番地 株式会社○○建設 代表取締役 △△ □□			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 1 (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 2022年 6月 17日	※ 整理番号		
	至 2022年 6月 30日	※ 受理年月日	年 月 日	
特定建築材料の種類	吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	建築物の概要、延べ面積を記載してください。その他工作物の場合は、その名称を記入		
特定建築材料の使用面積	250.15 m <sup>2</sup>			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。			
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要	建築物（耐火・準耐火・その他）延べ面積 1,251.25 m <sup>2</sup> (3階建) その他工作物	※ 備考	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	滋賀県〇〇市□□町△△番地 株式会社○○建設 □□ ○△ 電話番号 ○□○-○○○○-△△△△		
	下請人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	滋賀県〇〇市△□町△○番地 ○△株式会社 ○△ □□ 電話番号 ○□○-△△△△-○○○○		

- 備考
- 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。  
見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
  - 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号までに規定する事項を記載した書類とみなす。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		該当する場合に記入
集 じ ん  ・ 排 氣  裝 置	機種・型式・設置数	負圧除じん機・○○型・2台
	排気能力(m <sup>3</sup> /min)	55 m <sup>3</sup> / min (1時間当たり換気回数 4回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	HEPA フィルター 0.3 μm 以上粒子にて 99.97%以上捕集
使用する資材及びその種類	飛散抑制剤(***)、飛散防止剤(***) 養生用ポリシート、養生用布、 真空掃除機、・・・	湿潤材、固化剤等の必要量の計算根拠も添付してください。
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	養生シートによる石綿の隔離養生・除去、・・・	湿潤材、固化剤等の必要量の計算根拠も添付してください。

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m<sup>3</sup>)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

## 参考

### I 事前調査について（法第18条の15）

事前調査は元請業者または自主施工者が行います。発注者は元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担すること等、必要な措置を講ずることにより、調査に協力しなければなりません。（法第18条の15第2項）

事前調査の対象になるのは「すべての解体等工事」。該当しないものについては環境省の通知（令和2年11月30日水大大発第2011301号）・マニュアル等を参照ください。

なお、石綿障害予防規則に基づく事前調査と兼ねることができます。

#### （1）事前調査の方法（法第18条の15第1項）

##### ①設計図書その他の書面による調査および特定建築材料の有無の目視による調査

「目視による調査」とは対象の建築物等において設計図書と異なる点がないか、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認すること、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定すること等をいい、構造上解体等工事に着手する前に目視することができない箇所がある場合は目視が可能となった時点での調査を行うことが必要です。（令和2年11月30日環境省通知参照）

##### ②書面、目視で明らかにならなかった場合は分析による調査を行うこと。ただし特定工事に該当するもの（石綿含有）とみなして必要な措置を行う場合は、分析を行う必要はありません。（規則第16条の5第2項）

##### ③平成18年9月1日以降に設置工事に着手された建築物および施設の設備（配管を含む）については、工事の対象となる部分が以下のとおりであることが設計図書等から明らかな場合、その後の書面、目視による調査は不要です。

- ・建築物等：設置工事に着手した日が平成18年9月1日以降
- ・非鉄金属製造業の用に供する施設の設備のガスケット：平成19年10月1日以後に設置
- ・鉄鋼業の用に供する施設の設備のガスケット、グランドパッキン：平成21年4月1日以後に設置
- ・化学工業の用に供する施設の設備のグランドパッキン：平成23年3月1日以後に設置
- ・化学工業の用に供する施設の設備のガスケット：平成24年3月1日以後に設置

#### （2）発注者へ説明を行う書面に記載する事項（法第18条の15第1項および規則第16条の7）

##### ① 調査の結果

##### ② 調査を終了した年月日

##### ③ 調査の方法

##### ④ 特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積

##### ⑤ 特定粉じん排出等作業の種類

##### ⑥ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

##### ⑦ 特定粉じん排出等作業の方法

##### ⑧ 作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

##### ⑨ 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

##### ⑩ 作業の方法が第18条の19号各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

##### ⑪ 建築物等の概要、配置図及び付近の状況

##### ⑫ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

##### ⑬ 解体等工事の事前調査を行った時は、事前調査を行った者の氏名及び当該者が調査を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

※①～③の項目は石綿の有無にかかわらず記載が必要

※④～⑨の項目は石綿含有建材の使用があった場合

※⑩～⑫の項目は石綿がレベル1、レベル2の場合に記載が必要

※⑬の項目は建築物は令和5年10月1日以降、工作物は令和8年1月1日以降必要

### (3) 事前調査に関する記録に記載する事項（法第18条の15第3項・第4項、規則第16条の8）

- ① 調査を終了した年月日
  - ② 調査の方法
  - ③ 発注者の氏名又は名称及び住所
  - ④ 解体等工事の場所
  - ⑤ 解体等工事の名称及び概要
  - ⑥ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
  - ⑦ 解体等工事に係る建築物等の概要
  - ⑧ 改造・補修を伴う工事の場合は作業の対象となる建築物等の部分
  - ⑨ 分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所並びに調査を行った者の氏名及び所属する機関等の名称
  - ⑩ 特定建築材料に該当するか否か、及びその根拠
  - ⑪ 解体等工事の事前調査を行った時は、事前調査を行った者の氏名及び当該者が調査を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項
- ※工事対象が平成18年9月1日以降に設置工事に着手された建築物および施設の設備である場合は、  
⑦～⑨の記載は不要。
- ※⑪の項目は建築物は令和5年10月1日以降、工作物は令和8年1月1日以降必要
- ※作成した記録は工事終了後3年間保存すること。（法第18条の15第5項）
- ※石綿障害予防規則でも同様の記録を作成し保存すること。  
記録事項の一部と、保存期間が異なるので注意。（石綿則：調査を終了した日から3年間）
- ※電磁的記録での保存も可とされています。

### (4) 事前調査結果の報告

一定の条件を満たす解体等工事について、都道府県知事等への事前調査結果の報告が義務付けられています。以下の条件にあてはまるもの以外については都道府県知事等への報告を行う義務はありませんが、事前調査および報告書の作成、結果の表示等は規模や種類にかかわらず「すべての解体工事」が対象です。

報告は石綿障害予防規則に基づき労働基準監督署にも行う必要があります。

#### ① 報告の対象となる工事（規則第16条の11第1項）

- イ 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、作業の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上
  - ロ 建築物を解体又は補修する作業を伴う建設工事であって、請負代金<sup>※1</sup>の合計額が100万円以上
  - ハ 工作物<sup>※2</sup>を解体、改造、補修する作業を伴う建設工事であって、請負代金<sup>※1</sup>の合計額が100万円以上
- ※1：請負代金の合計には、消費税額は含みますが事前調査の費用は含みません。
- ※2：工作物：特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物  
(令和2年10月7日環境省告示第77号(令和5年6月23日環境省告示第48号において一部改正))

1 反応槽、2 加熱炉、3 ボイラー及び圧力容器、4 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く<sup>注1</sup>）、5 焼却設備、6 煙突（建築物における排煙設備等の建築設備を除く<sup>注2</sup>）、7 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、8 発電設備（太陽後発電設備及び風力発電設備を除く）、9 変電設備、10 配電設備、11 送電設備（ケーブルを含む）、12 トンネルの天井板、13 プラットフォームの上屋、14 遮音壁、15 軽量盛土保護パネル、16 鉄道の駅の地下構造部分の壁及び天井板、17 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

注：4、6、17のうち「除く」とある建築設備については「建築物」に該当します

#### ② 報告事項

- イ 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 規則第16条の7第1号ならびに第16条の8第1項第2号、第3号、第5号、第6号および第8号に掲げる事項（事前調査に関する記録の事項（(3)の④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑨）
- ハ 解体等工事の実施の期間
- ニ 解体等工事が規則第16条の11第1項第1号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計

- ホ 解体等工事が規則第16条の11第1項第2号または第3号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額
- ヘ 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類
- ト へに規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（規則第16条の5第2号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要
- チ 解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期

#### （5）解体等工事の現場に設置する掲示板について（規則第16条の9）

公衆の見やすい場所に、42.0cm×29.7cm以上（日本産業規格A3判以上）の掲示板を設けることが必要です。

#### （6）工事現場に掲示する事前調査結果に係る事項（法第18条の15第5項、規則第16条の10）

- ① 事前調査の結果
  - ② 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ③ 事前調査を終了した年月日
  - ④ 事前調査の方法
- 【解体等工事が特定工事に該当する場合は、（5）①～④に加え、⑤も必要】
- ⑤ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類
- 加えて、次ページP18のII（2）、（3）の条件を満たした掲示板が別途必要です（必要事項が網羅され  
ておれば1枚とすることも可）。

## II 作業基準について（法第18条の14）

### （1）作業計画書に記載する事項（規則第16条の4第1号）

- ① 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 特定工事の場所
- ③ 特定粉じん排出等作業の種類
- ④ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑤ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑦ 規則第10条の4第2項各号に掲げる事項
  - 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
  - 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - 三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - 四 下請負人が作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

### （2）特定工事の現場に設置する掲示板について（規則第16条の4第2号）

公衆の見やすい場所に、42.0cm×29.7cm以上（日本産業規格A3判以上）の掲示板を設けることが必要です。

### （3）（2）の掲示板に記載すべき事項について（規則第16条の4第2号）

- ① 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 届出対象特定工事に該当するときは、大防法に基づく届出を行った年月日及び届出先
- ③ 規則第10条の4第2項第3号並びに規則第16条の4第1号ニ及びヘに掲げる事項（上記Ⅱ（1）④、⑥、⑦③）

### （4）集じん・排気装置を使用する作業の場合の記録について（規則第16条の4第3号）

特定粉じん排出等作業の実施状況の記録には、別表第7第1の項下欄ハ、ニ、ヘおよびトに規定される集じん・排気装置の稼動確認等の記録を含まれます。

### （5）除去等が完了したことの目視による確認（規則第16条の4第5号）

「必要な知識を有する者」が行うこと。ただし解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行うものを除く）は、建築物等を改造または補修する作業であって、排出または飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができます。

ここでいう「必要な知識を有する者」とは、「必要な知識を有する者として環境大臣が定める者」（「事前調査を行わせる者」）もしくは当該工事現場における石綿作業主任者です。

### （6）作業の種類ごとの基準（別表第7）について（規則第16条の4第6号関係）

石綿含有仕上げ塗材および石綿含有成形板等（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）についての欄が追加されました。

また、集じん・排気装置の稼動確認を作業前だけでなく、作業の中断、装置の移動、フィルタの交換時に行うこと、隔離を解く前に特定粉じんの飛散等のおそれがない事を確認すること等が追加されています。

作業の種類ごとの基準（別表第7）

1	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（「建築物等」）を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に隨時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかけ落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場</p>

		合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造成、又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建築材料が使用されている建築物等を改造又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は1の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

### III 作業結果の報告等

#### (1) 元請業者が発注者に対して行う報告（規則第16条の17）

次に掲げる事項について行います。

- ① 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ② 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ③ 規則第16条の4第5号に規定する確認（除去等が完了したことの目視による確認：P18（5））を行った者の氏名及び当該者が「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」に該当することを明らかにする事項

#### (2) 作業に関する記録

次の事項について作成し、上記の報告の写しとともに特定工事が終了した日から3年間保存します。

- ① 規則 第10条の4第2項第3号及び第4号並びに規則第16条の4第1号イからハまでに掲げる事項
  - ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ・特定工事の場所
  - ・特定粉じん排出等作業の種類
- ② 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ③ 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。）
  - ・規則第16条の4第5号に規定する確認（①の③と同じ）をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名
  - ・隔離・集じん排気装置を用いる方法を行つたときは、集じん・排気装置の稼動確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行つた者の氏名

#### (3) 自主施工者の場合

（2）の事項について記録を作成し、第16条の4第5号に規定する確認（（1）の③と同じ）を行つた者が「必要な知識を有する者」に該当することを証明する書類の写し（同号ただし書の規定により、解体等工事の自主施工者である個人が自ら当該確認を行つた場合を除く。）とともに、特定工事が終了した日から3年間保存します。